

予算特別委員会会議録(2)			
日 時	平成10年 3月11日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時17分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	中畑委員長、武井副委員長、中村・大橋・見楚谷・大畠・秋山・佐藤(幸)・新野・渡部(智)・西脇・琴坂各委員		
説 明 員	市長、本保監査委員、平野・小原両助役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、保健所長、消防長、国体準備・小樽病院・監査委員各事務局長、保健所・土木部両参事他関係理事者。		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に中村・秋山両委員を指名。審査日程の報告。

付託案件を一括議題とし、これより総括質疑に入る。

西脇委員

湯鹿里荘の管理運営について

朝里川温泉総合開発(株)に委託していたが、このたび、その賃貸料を月4万円から1万円に減額して北海道中央バス(株)に貸し付けようとしているが、どのような理由からそうなったのか。

(経済)古賀主幹

平成2年当時57,000～58,000人あった入館者の落ち込みが収支にも影響し、8年度決算では累積欠損金が3,500万円に上っている。経営改善には努めてきたが、収入源は湯鹿里荘しかなく、親会社である前田建設の支援もこれ以上は困難と判断し、昨年暮れ以降、出資者間で話し合い中央バスが引継ぐこととなった。8年度決算では1,200万円の赤字が生じており、これを黒字へ転換させるため入館者の25%増を見込んでいる。

西脇委員

毎年発生している多額の赤字に対し、年間の賃貸料が36万円安くなる程度では、焼け石に水である。黒字転換のためにこれまでとは違うことを何か考えているのか。

(経済)古賀主幹

中央バスの収支計画によると、現在42,000人程の入館者を52,000人台に増やすため、バス広告や町内会・老人クラブへの勧誘などPRに力を入れ、又、バス乗車券と入浴券との割引セット販売などを考えている。

西脇委員

総合開発ができなかったことが何故中央バス1社でできるようになるのか疑問である。

もともと湯鹿里荘とリゾートホテルとの一体管理を図るという原則があったが、朝里川温泉総合開発(株)が手を引くということは、ホテル建設も断念したということか。

平野助役

中央バスも現在とはかなり違う形で運営したいという考えを持っていたが、今あの場所に別の計画を持ったものが出てきており、それが湯鹿里荘も含めての計画であるので、敢えて手を加えることなしにPRやセット券で対応していこうとしている。市としては無料で貸し付けてもいいから何とか運営して欲しいという気持ちもあったが、一応1万円で作ってもらうこととなった。だから、中央バスが経営すれば間違いなく黒字になるとは限らない。

西脇委員

平成2年に土地を取得し、4年に開業の予定であったのも、一体管理によって効率的運用を図り、湯鹿里荘では低廉な価格でサービスを提供できるということが出発点になっていた。しかし、今回のことにより、ホテル建設の見通しは完全に無くなったということではないのか。

平野助役

湯鹿里荘はもともと市の建物だが、温泉センターなき後、それに代わり同じ機能を果たすため、ホテル建設までの間やってもらっている。契約時に比べ社会経済状況も大きく変動しているが、前田建設にも、他に当初計画通り建設できる場所があればそういうところも含めてと要請している。

西脇委員

見通しの無いままあの土地を放置しておくこと自体がイメージダウンに繋がる。

平成5年から6年にかけて入館者が6,500人も減少し、売上げも落ち込んでいるが、それはこのときに収支計画と違うことを始めたからではないか。

(経済)古賀主幹

平成3年が400万円、4年が430万円、5年が250万円程の収入増であった。一方支出は当初、支配人の人件費のうち3分の2を前田建設が負担していたが、5年に黒字を計上したので全額会社で負担した。さらに委託部門や消耗品等の伸びが予定を相当上回ったときいている。

西脇委員

毎年1,200万円もの赤字を出し続け、また食堂もなく3階も利用されていない現状のままでは入館者は増えない。仮に25%入館者が増えたとしても500万円の増収にすぎず、経営そのものが成り立たないと思う。中央バスは市民ニーズにあわせた運営を念頭に置いているのか。

経済部長

なるべく廉価で市民に楽しんでもらうという観点で湯鹿里荘の運営管理をしてきたが、これまでかなり苦しい収支状況を余儀なくされてきた。

温泉センター跡地利用について現在1件話がきており、朝里川温泉地域の振興に資する内容でもあるためこれを何とか実現したい。したがって、今新たな設備投資を行っても無駄になるおそれもあり、中央バスとしてもノウハウを活かし、各方面へPRするなどして入館者増を図りたいとの姿勢である。

西脇委員

問題は、あの土地を破格の値段で提供したにも拘らず、10年経っても何の目処も立っていないことである。一定の時点で土地利用計画を改め、買戻しも含めて検討し直すべきではないのか。

平野助役

確かに入館者が25%増えても大変な状態だが、中央バスとしても人件費を60万円程度に抑えていこうという考えである。

現在あの界隈も賑わいを増してきており、あの土地を具体的に企画してみたいという話もあるので、条件が合致すればそちらのほうも考えてみたい。

琴坂委員

不況対策について

昨年4定以来この深刻な不況への施策を求めているが、市の対応は「のんびり」とした印象を受ける。一鐵鉄工所やテルメの倒産が相次ぐ中、巷の緊迫感と市役所の認識とのずれはどこから生じているのか疑問を持つ。

市長は本会議の高階議員の再質問に対し、30兆円の公的資金があれば拓銀を救えたのではないかと答弁していたが、この真意は何か。

市長

決して楽観しているわけではないが、いたずらに大騒ぎもできないわけで慎重な対応も必要である。

今の金融システム安定化策があれば拓銀は潰れなかったのではないかと思うし、むしろ拓銀の経営破綻が引き金となって、この制度の必要性が議論されてできてきたのではないかと思う。優良銀行にまで一律に貸し付ける形は望ましくはないが、あれば効果を発揮する制度であると思う。

琴坂委員

理事者は「貸し渋り」という言葉を避けて「貸付に慎重になっている」と表現するが、拓銀から北洋銀行への業務移行の過程で、今すさまじい選別融資が行われている。単に貸し渋りや保証渋りの問題だけではなく、これから年末に発行した手形の支払時期が来たときに大きな問題の発生が予想される。これらについて、どう認識しているのか。

市長

今秋予定される債権債務の移譲に向けた作業の中で企業の分類が行われており、それが今後、個別のケースにどう当てはめられていくのかが大きな課題になると思う。そうしたこととの関連で倒産が早まる要素はあるので、対応策は重要と考える。

行政の援助といっても、それはお金を貸すことだけではなく、関連する所へ申し入れをするなどケースバイケースで地元の産業をバックアップしていきたいと思う。

琴坂委員

1月29日の参議院予算委での共産党筆坂議員の質問で明らかになったのは、1994年8月の大蔵検査において事前の漏洩・接待工作により異常な貸出を隠蔽し、その後、カプトデコムやエイバックスに無担保無保証・無審査で追加融資が行われたという事実である。

橋本首相も拓銀の経営破綻は乱脈経営によるものと認めた。こうした乱脈経営の穴埋めに税金を注ぎ込むことは許されない。

乱脈融資による破綻の結果、融資があれば生き延びていける業者に対し、手形引受を断るなど過酷な切り捨てを行っている。拓銀が世間の批判を浴びている点はどこにある。

市は、その点をきちんと認識して、単に拓銀にお願いに行くだけではなく、まさに小樽の経済界を代表して、必要な融資が行われるように強く主張すべきではないのか。そうした迫力に欠けていると思う。

また、相談窓口を開設してもさっぱり利用されていないが、「市役所に融資相談に行った」ことが知れることさえ恐れているのだから、特別な窓口にするよう工夫して欲しい。

市側が自ら訪ねていくなどして、業務移行の過程でいま何が起きているのか実態を掴む意味でも新たな対策を考えて欲しいが、どうか。

平野助役

貸し渋りが予想されたため、日銀・財務局出張所長・商工会議所・保証協会も含めて金融機関と、4定の議論も踏まえて話し合った。しかし、貸し渋りはない、もしあれば個々のケースを示して欲しいとのことだった。

特別な窓口は必要と思う。個別のケースを市役所に持ってくるができるのか、各企業が行政に話しづらい面もあるかと思うが、商工会議所とも相談してみたい。

琴坂委員

実際には会議所にも相談に行かないらしい。異常事態である。しかし、情報量はやはり会議所のほうが多いと思うので、ぜひ工夫してやってほしい。

平野助役

委員の方でも個々のケースについて掴んだ情報があれば、ぜひ教えていただきたい。

琴坂委員

保護課職員の詐欺事件について

いろいろと再発防止対策を講じたというが、結局は従来よりこの手の不祥事が起きるとなされる類の対策に終始しているのではないか。

福祉部長

このたびの事件は、特に社会的弱者である生活保護受給者に対し、職務上の立場を利用した最も悪質な犯罪であり、公務員としてあってはならないことである。このような不祥事を引き起こしたことは誠に申し訳なく、心からお詫びを申し上げたい。

ケースワーカーと生保受給者とは常に密接に接触し、プライバシーの保護を最重視した信頼関係の上に成り立っている。こうしたことから、現行制度では再発防止の確固たる手立ては大変難しいが、このたびの事件の反省に立って、日常業務の再点検はもちろんのこと、ケースワーカー同士の連携・係長職である査察指導員の機能強化・仕

事に熱意と誇りを持てる研修などの配慮が必要と痛感した。今後は福祉部一丸となって再発防止と信頼回復に努めて参りたい。

事件後、次長をトップとする考査委員会を設置した。近々その報告を受ける予定だが、当面は、どの部分で事件が起こったのか、仕事の進め方を検証しながら対策に当たっていききたい。

琴坂委員

再発防止は難しいというが、30数名いるケースワーカーの力を発揮させれば良い。しかし一番気になるのは、全体でオープンな議論が一度も行われていないという点にある。任に当たる人達が、訓示をきいておしまいではなく、もっと職場で様々な問題について声が出てくれば事故は防げるのではないかと。

福祉部長

ご指摘のとおり、31名のケースワーカー全員でこの窮地を乗り切らなければ、再発防止・信頼回復は難しい。今後とも職員の見解をききながら対応していくべきと思う。

琴坂委員

ケースワーカーの担当は80ケースまでと法で定められている。しかし、小樽市ではそれを超える事例もあると指摘してきている。80ケースを担当させること自体についてはどう考えているのか。

福祉部長

社会福祉事業法第15条に基づき、80ケースに担当者1名となっているが、法律が規定された当時と比べて情勢はかなり動いており、生活保護をめぐる状況は非常に複雑化しプライバシー保護への配慮も伴うことから、単純に80が多い少ないではなく、個々のケースについての弾力的運用さらには査察指導員の機能強化によって対応していきたい。

琴坂委員

80以下ならば問題はないのではないかと。

福祉部次長

1月末現在で、小樽のケースは2,546世帯になる。それを社会福祉事業法に規定されている80で割り返すと、担当員は現員31名で足りる。

琴坂委員

交付税の対象にならなくとも担当ケースの数を減らしてはどうかと指摘しておく。

公共工事の予定価格の事後公表について

既に旭川市では実施が決定されており、さらに3市でも検討されているときく。小樽市でもすべきと思う。桃内の談合問題でも散々議論したのだから、本来であれば小樽市が他に先駆けて取り組むべきであるのに全然動きが見えてこないが、どう考えているのか。

財政部長

今年2月に中央建設業審議会で、予定価格の事後公表の実施に取り組むべき旨、建議され、国においても4月から実施される。道内でも、道は年度途中から、旭川市は4月から釧路市・函館市も時期は未定だが実施の意向である。

小樽市においても、国の実施内容が明らかになった時点で検討し、早急に判断しなければならないと考えている。

琴坂委員

高知県では設計価格そのものを公表するという。一方で小樽市では、定価の決まっている物品納入業者に対しては徹底的に買いたたいておいて、大型公共事業については事後公表すらせず、桃内であれだけ大問題になっていながら予定価格の公表についてこれから検討するとは、到底納得できるものではない。本来であれば行革に盛り込む

べき内容ではなかったのか。

小原助役

予定価格の公表は、その趣旨から積極的に取り組むべきであると認識している。内部での検討は既に始めており、その範囲・方法・時期等について詰めているところである。

琴坂委員

予算編成方針と除雪費との関係について

平成10年度予算編成方針では、従来のシーリング方式を止めて最小限度から検討し直すこととなったというが、除雪費ではどのような積み上げを行って新年度予算を作り上げたのか。

(土木)管理課長

ここ数年の予算の見積り方は、各年による気温や降雪量といった要素に異同性なしとの判断のもとで、前々年度の実績あるところを基本にしている。通常の除排雪経費について前年度実績を確保してきたことからすると、確かに10年度はそれを下回っているが、これは、9年度に勝納の雪捨て場管理やツルツル路面への砂撒き対策等、従来なかった特殊事情があったためである。現在、管理経費の効率的な執行について試行的段階であるため、前年度実績を踏襲して当初から満額を予算付けできず、今後の実績も見守る必要があると判断している。

琴坂委員

今の答弁には問題点が2つある。第一に、前年度実績に基づいてそれに新たな要素を取ったり付けたりしているのは、予算編成方針に沿っていないのではないかと。第二に平成2年度と比べ、電気料金に掛かる部分が3倍になっている一方で、除排雪は逆に落ち込んでいる。今冬の除雪ほど、汚い・来ない・不親切と、苦情が殺到した年はない。それはこうした経費のバランスにも関係があるのではないかと。

(土木)管理課長

平成8年度実績は543cmで平年より若干少なかったため、平年並みで必要な除雪のグレードを積み上げた結果を踏まえたものである。仮に8年度が豪雪であったとしても、その除排雪状況を見直したうえで平均的なものを算出していかなければならない。

基本的に、積み上げ方を厳守し、内容的にも除排雪のグレードについての方針を立てた上で、平均的な輪郭として除排雪による市民の利益をまず確保したいとの考えですすめている。

除雪費は、平成2年度と比較するとほぼ同額だが、8・9年は降雪量が少なくなっており、単純には論じられない要素がある。

琴坂委員

当初予算を組む場合、降雪量は何cmにするという定めがあるのか。

土木事業所長

過去10年程度の降雪量の平均値をもって積み上げている。

琴坂委員

平成10年の降雪量は何cmと考えたのか。

土木事業所長

5メートル50センチ程度と考えている。

琴坂委員

5メートル50センチを超えたら、補正を組むのか。

財政課長

降雪量に応じた補正基準というものは特段設けていない。

琴坂委員

それではおかしいのではないかと。当初予算編成は財政課が行い、その積算は原課で5メートル50センチとしたのだから、6メートル降ったら50cm分補正するのは当然ではないかと。

財政課長

それ以上の降雪があれば当然補正することになる。

琴坂委員

市の除雪計画は、専ら積雪量で伸び縮みするもので、そこには市民の要求が少しも加味されていない。予算の総額は変わっていないため、年々嵩む電気料に食われて委託料は削られている。これでは、市民から見れば、何の希望も持てない除雪計画である。

総合計画の雪対策について

21世紀プランにおいては除排雪体制の強化がうたわれているが、これは予算とリンクしていないということか。

(企画)山崎主幹

21世紀プランの3つの重点プログラムの1つとして、「冬の暮らし」を大きく位置づけ、雪に強い道路交通の確保・雪や寒さに強い生活環境づくり・北国らしいライフスタイルの確立という3つの方向性を打ち出している。市民からは除排雪・ロードヒーティングの要望があるが、これらは土木部とも相談しながら今後10年間でどんな具体的施策を出して行けるか議論をすすめ、充実を図っていきたい。

琴坂委員

「除排雪の強化」という方針に忠実に従えば、その予算は増えるはずではないのか。21世紀プランは、市民が望む除排雪について、現在のような予算の付け方を今後も許していくのか。それとも、小樽の将来像を描いていく中で、降雪量に関わらず除排雪を強化して市民が安心して暮らせるまちづくりを目指していくのか。

企画部長

総合計画で施策の方向付けまでは出来るが、単年度の予算付けのあり方までは規定できるものではない。但、マスタープランにうたわれたことが着実に予算編成に反映されるようにさらに研究していくことは重要であると思う。

琴坂委員

方向性として除排雪強化をうたっている以上、財政はそれを実現すべきである。

生活関連道路を含めた市道のロードヒーティングについては、2期計画終了時にやめるべきか否かの議論をしたが、21世紀プランでは「今後、既設施設の点検や更新に重点を置く」と表現し、新たな敷設の見通しはないものと読めるが、どうか。

(企画)山崎主幹

2期計画以降については、新たな計画作りよりもむしろ現状の財政の厳しさを踏まえて当面は142路線、166カ所のうち更新時期の迫っているものに重点を置いてすすめていこうと整理した。

琴坂委員

除雪計画が議会に示されるのは例年11月になってからだが、厳密に5メートル50と予想して積み上げたのなら、この予算特別委員会に除雪計画も一緒に提出されて然るべきではないのか。当委員会の資料として、平成10年の除雪計画があるのなら提出してもらいたいが、どうか。

(土木)管理課長

そのシーズンの除排雪計画は、昨シーズンの実施状況も踏まえた上で立てていく必要がある。例年11月頃に示しているような計画をもって予算を組んでいるわけではない。

琴坂委員

今審議している除雪費について、その裏付けとなる積算根拠を一定程度のものでも示すことはできないのか。

(土木)管理課長

見積りの中では積算根拠を明らかにしており、示すことは出来る。

琴坂委員

それを速やかに提出して欲しい。トラック借上料等の単価は上がっているはずだが委託料はマイナスになっており、しかも除雪路線は増えている。それで従来通りの除雪が出来るはずはない。

除雪業者の選定について

契約管財課の名簿によると、土木の指名業者はA1からDまで63社あるが、そのうち現実に除雪の委託を受けているのは市内では15社にすぎない。

市民からは、業者が大変不親切だとの苦情が多く寄せられている。調べたところでは、何十年も同じ業者の指定席になっているようだが、どのような見地で業者の選定を行っているのか。

土木事業所長

現在4つのステーションがあり、その全てをJV化しており、各JVの中でさらに担当区域を持っている。各地区に精通し、長期間の除雪事業に従事する機械力と運転手が確保されている業者を配置する結果、長年固定化した状態が続いている。

琴坂委員

冬の仕事が無いため四苦八苦しているのは、63社皆同じである。除雪の仕事があれば従業員の首を切らずに済むのだが、参入する途が無い。小樽市全体の委託の仕組みの中でも除雪だけは別格になっている。おかしいとの認識はないのか。

土木事業所長

委託契約の方法としては特異かもしれないが、除排雪事業をすすめるにあたっては地域住民の協力を得る必要があり、地域に根差し、十分熟知している業者を配置したいとなると、いきおい1社の見積りで契約していくことになる。

琴坂委員

業者が「熟知」していれば、確かに役所は任せきりで済むから楽だろう。しかし、そのために住民から苦情が噴出している状況である。前年の仕事に評価が与えられ、それが翌年の契約に活かされてこそ、良い仕事をする業者が市民のために税金で働くというシステムが生まれるのではないか。業者が普段仕事をしている地域を中心に除雪すれば、市民に監視されてひどい仕事は出来ないはずだ。少数で広範囲を受け持っている現体制にも腐敗していく原因があるのではないか。

小原助役

人や機械の手持ちの関係等から業者全てが除雪に当たることにはならない。又、冬道は視界不良であり、経験豊富で地理地形に詳しいことも大切なことから、指定席とは考えていないが、基本的に同じエリアを同じ業者に任せるといった具合になっている。我々自身もパトロールをして除排雪状況を把握しながら、業者の対応については常日頃から苦情の出ないように指導しているが、今冬の苦情が多いのは、冬が多かったこと・集中的な降雪や雪質等様々な要素が絡むので除雪費の金額との関連だとは一概には言えない難しさがある。いずれにせよ、目に余るような業者については、ステーションに知らせてもらえば指導していきたい。

琴坂委員

指定席にしているわけではないから言って欲しいというが、業者の怠慢を一つ一つ取り上げれば済む問題ではない。5億円にのぼる委託料が何十年にもわたり、特定業者にいわば山分けされている状態で、ふるいにかけて更新していく過程が全くないのは市民から見れば納得できないことである。もっと客観的に除雪技術のレベルを認定して更新していく方法を考えるべきではないか。また、除雪に参入したい業者に門戸を広げる途を作るべきではない

のか。

小原助役

冬の短期間ではあるが、貴重な財源をあてていると認識している。特定業者の指定席とは考えていないが、我々の気が付かない点についてご指摘いただければ、指導等の対応をしていきたい。

琴坂委員

助役の答弁には納得しないことを指摘しておく。

武井委員

市民税特別徴収分の流用について

市内の企業で、従業員の給与天引きした住民税を運転資金に流用している会社があると報道されていたが、その事実について把握しているのか。

税務長

単なる納入忘れも多く、最終的には99.5%までが納入される。ただ、中には経営が厳しく、天引きしてはいるが今は納入できないという会社も現実にはある。

武井委員

住宅課では市営住宅の家賃について、裁判という手段をとってまで滞納を解消すべく努力している。それに比べても住民税の問題はゆゆしきことである。どのような対策を講じているのか。

税務長

預り金であるので、会社には100%納付する義務があり、税法上も罰則が規定されている。今後とも特別徴収義務者に対して、催告を含め納付の督促を行っていきたい。

武井委員

会社が催告を受けるのは当然としても、天引きされている従業員が納税証明を発行されない等の不利益を受けるのはとんでもないことである。市はこれにはどう対応しているのか。

税務長

納税証明書は全てのケースについて発行している。但し、滞納されていれば未納額が記載されるため、住宅金融公庫の融資を受ける際の添付書類としては有効とはならないおそれがある。しかし市民サービスの観点からすれば、実際は給与天引きされているので、特別徴収義務者に対し当該従業員の分を納入するようにと連絡し、納入があった段階で未納額ゼロの証明書を発行するケースもある。

武井委員

今後も個人に不利益の無いような事務取扱を要望する。

融資制度の緩和策について

市内中小企業の中には、こうした流用をしなければならないほど経営の落ち込みが顕著であるといえる。融資制度の条件緩和について、具体的内容を示せ。

経済部長

資材調達のための資金繰りや決算期を控え今後も予断を許さない。金利は0.2ポイント引き下げたが、これから特に運転資金に関わり融資額の拡大・返済期間の延長を検討中であり、早急に実施したい。

武井委員

ぜひとも早めに取り組んでほしい。

市長

4月を目処に条件を緩和したい。

武井委員

ホームヘルパーについて

本会議では、新年度は、効率的運営をはかることで需要に対応可能だから採用はゼロと答弁しつつ、他議員の質問には年度途中でも必要があれば採用は可能だともいう。現在どちらで考えているのか。

福祉部長

武井議員の質問は老健計画が達成できるかという趣旨であり、他の質問は需要に見合ったヘルパー補充をして女性の雇用拡大・経済活性化を図れという趣旨であった。従って、後者については需要と供給のバランスから業務に支障が出るようであれば年度途中で採用することも考慮するとの市長答弁であった。

武井委員

ゴールドプランは平成11年度末までとなっているが、今年度の採用がゼロとすると11年度には一挙に40名程度採用しないと達成できないことになる。それを前提にした答弁なのか。

福祉部長

9年度の派遣世帯と10年度に予想される派遣世帯数を押さえた上で需要を判断している。老健計画とそれを策定して数年後に出てきた介護保険制度とは基本的には土俵の違うものであるのが、介護保険制度の方は在宅介護を重視したものであるから、その意味では先行した老健計画でのホームヘルパー目標値118名が果たして目標年度における正しい数字かという議論もしなければならない。ただ、我々は10年・11年度の整備目標を掲げているわけで、それに向けて取り組んでいく。

介護保険導入については、まだ不透明で流動的要素も多く、また、国の補助制度も大きく変わり一般財源の持出しが5,000万円近くになることを考えると、目標値を達成するためだけに40数名を採用してよいものかどうか、今暫く検討に時間がかかるものと思う。

武井委員

今の答弁では、介護保険制度の導入で見直さなければならないから、平成12年度までは、現状のままですってゴールドプランは未達成になるかもしれないということか。

福祉部長

平成10年度から国の補助制度が根底から変わり、従来のように100%国から支弁されないため一般財源から5,000万円程度の持出しになる。また、432世帯に派遣している現状を考えると、増員しなくても現有でやっていると判断した。さらに12年度の介護保険導入後は、派遣世帯の決定が認定審査会に委ねられることとなるので、現在のような派遣需要があるかどうか不確定である。基本的には118名の目標に向けて進めていかねばならないが、ホームヘルプ事業に関しては不透明な部分があるので、時間をかけて考えていきたいが、老健計画自体を否定するものではない。

武井委員

時間をかけるというが、今年1年しかない。118名が指針なのだから、まずそれを達成してからさらに増やすべきか否かを論議するなら分かるが、現有でやっているとというのは、納得できない。118名にするのかしないのか、明らかにせよ。

福祉部長

ホームヘルプ事業については、社協との住み分けの問題や、夜間・早朝・祝日勤務の問題等があり、77名体制の中で当初想定していたような稼働実態に無い。この際事業のあり方自体、ヘルパーと我々々が話し合い共通認識に立っていかなければならない。国の制度が変わり、5,000万円の持ち出しをして高齢者福祉対策がこれだけでよいのかという問題もある。もう一度ニーズも含めて精査しながら老健計画に近付けていくよう努力していきたい。

武井委員

今回の予算は、市長3期目の総仕上げでもある。とすれば、この40名の問題は積み残しになってしまう。ゴールドプランは平成11年度までだから、任期中に達成に向けて努力すべきではないのか。

市長

平成11年度までに118名という目標値に向かって着実に進んでいくべきと思う。しかし一方で、今年から補助金支給のあり方が変わり、定額から実績に応じて支給されることとなった。実績主義を念頭に入ると、現在の体制では、市の嘱託と社協の嘱託のヘルパーがあり、社協のほうが深夜・休日を担当し、そちらのニーズは満度になく、全体のニーズを検討してもまだ余裕がある。「余裕」については議論もあろうかと思うので、新たな補助体制になる機会に再度、需要を見定めながら現状適正なヘルパー数は何名とみるべきか、早急に検討していきたい。その結果によっては増員も必要になるかもしれない。

武井委員

ぜひとも努力していく方向で検討をすすめ、要介護者に不満のないようにしてほしい。

介護保険制度について

平成10年度に介護者の実態調査を行うことのことであるが、73項目にすぎず、もっと地域特性を踏まえた内容も追加すべきではないのか。

福祉部長

73項目はあくまで平成9年度に実施したモデル事業としての一次調査の項目である。今回は、それではなく介護保険制度導入によるケアプラン作成にあたっての個々の実態調査を行うものであり、73項目とは関連はない。

武井委員

被保険者の年金から保険料が天引きされるというが、それは、市の徴収事務の負担を軽減するとともに被保険者の便宜を図るためと説明される。しかし、少額の年金からこれ以上天引きされては生活設計ができなくなるのではないかと不安感が広がっている。年金者の生活実態を本当に把握しているのか。天引きするにしても一方的ではなく、個々の被保険者から応諾をとるべきではないのか。

老人福祉課長

65歳以上の被保険者の保険料を年金から天引きする件については、保険料は本人の負担能力に応じて所得段階別に設定しており、特に低所得者層については配慮がなされている。今後政令で定められる一定額以上の老齢・退職を支給事由とする年金受給者については、市から納付書を送って被保険者が納めるという手間を省こうとする趣旨で考えられている。なお、現在のところは前述の該当者から一方的に天引きするとは情報把握していない。

武井委員

弱者の生活も十分考慮してほしい。

災害弱者の実態把握について

地域防災計画によると、機能を十分発揮するには50世帯、200~300人程度の編成が適切な規模とある。しかし、実際は市内を16分割して把握しており、そうだとすると、1地区は10,000人規模となり、計画にあわせるにはさらに細分化しなければならず、地域リーダーの養成等、大変な時間がかかることになる。計画が絵に描いた餅にならないかと危惧するが、計画との整合性はどのように図っていくのか。

総務部長

弱者を全体的に把握し、民生児童委員協議会の協力を得て、民協の地区ごとに16分割した。これをどのようにしてさらに一歩前進させるかが課題である。自主防災組織自体が基盤としては脆弱なので、やはり町内会単位の地区編成が望ましいことから今後関係町内会とも話し合いながら活動しやすいブロック編成をしていきたい。

武井委員

災害は忘れた頃にやってくるので、いつでも対応できるよう体制作りをしてほしい。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時50分

佐藤(幸)委員

ホームヘルパーについて

事業主体が変わってきているようだが、本市においてヘルパーの身分・報酬はどうなっているのか。

老人福祉課長

市の嘱託職員と位置づけられており、報酬は月額21万3,100円となっている。

佐藤(幸)委員

報酬支給に対し、国の補助はどうなっているのか。

老人福祉課長

人件費補助方式とあって、月額の4分の3が国・道から支給され、4分の1を市が負担している。

佐藤(幸)委員

利用者が支払う手数料は1時間あたりいくらになるか。

老人福祉課長

生保受給世帯や前年度所得税非課税世帯は無料である。それ以外は利用者の収入により250円～880円の5段階に区分されている。

佐藤(幸)委員

先程の議論にあった一般会計からの5,000万円の持ち出しというのは、4分の3の部分に当たるのか。

老人福祉課長

10年度の総事業費が、委託も含めて現員77名で2億3,000万円となる。従前の人件費方式では、この4分の3が補助金で賄われる仕組みだったが、10年度からは出来高払いの事業費方式となる。例えば入浴介護は2,890円/時、家事援助は1,790円/時となっており、実績等も勘案して新方式で見込んだ補助金額と、従前の人件費方式との差額が約5000万円になる。

佐藤(幸)委員

出来高になると、実際にヘルパーは1カ月いくら収入になるのか。

老人福祉課長

現在週30時間の稼働になっているものが、新方式に見合って概算すると23～24時間が損益分岐点の目安になると考えている。

佐藤(幸)委員

現在は週何時間実働しているのか。

老人福祉課長

77名の平均では週19.5時間である。

佐藤(幸)委員

これ以上ヘルプ業務ができるだけの余裕はないのではないのか。嘱託制度自体が破綻しているから前進できないという状況があるのではないのか。

老人福祉課長

現在はヘルパーが自宅から直接利用者のところへ出向くシステムになっており、自宅近くに対象世帯を多く配置

すれば移動時間が減少するので、そうした派遣先の割振りで、増員がなくてもある程度はカバーできると考えている。

佐藤(幸)委員

国が制度を次々と変えてくるにもかかわらず対応策を示さないで、市が身動き出来ない状態になっている。ヘルパーの嘱託制度自体を考え直すべきではないのか。

老人福祉課長

補助方式の変更に対しては他市町村も戸惑いをみせている。従来よりパートのヘルパーで運営している自治体は影響が少ないが、特に直営ヘルパーを抱える函館市や苫小牧市は本市同様影響が大きい。我々も現在のやり方で良いのか、ヘルパーの理解を得ながら実態に合わせてより良いサービスの提供を図るよう研究が必要と考えている。

佐藤(幸)委員

小樽も時給方式を採れると良いと思う。

介護保険制度自体については我々は反対しているが、ホームヘルパーの必要性は今後もますます高まると思う。市もきちんと方向性を持って事に当たってほしい。

行政改革について

あちこちで成果をあげてきているようだが、財政逼迫の折、まず財政改革ありきではないかともいわれている。行革の目的をどう考えているのか。

総務部長

新しい時代にふさわしい行政の再構築という命題に向け、時代に即応した簡素で効率的な行政の推進・来るべき地方分権に対応する地域にふさわしい行政運営の確立・行政サービスの質の向上と市民福祉の向上を内容としている。

佐藤(幸)委員

主役が市民であることに間違いはない。そう考えると、行革は4年間に限らず日頃から恒常的になされるべきであると思う。管理経費の削減についてもこれで十分と考えているのか。さらなる手立てを何か考えているのか。

財政課長

シーリング方式の限界から、各部において根本から事務事業を見直してもらった。その結果、管理経費については2,800万円程度の削減に止まっているが、その中には経常的な修繕の増加が著しいものや、事務処理の手数料が減少していることから一般財源からの持出しが増えるもの、定期的な事務機の購入時期を迎えたもの等の特殊要素を除くと、一般管理経費の部分で5,000万円程度の削減に繋がっている。

佐藤(幸)委員

物品購入の際の単価の見直しや工事の競争入札方式の変更は行っているのか。

財政部長

変えていくという考え方は持っていない。

佐藤(幸)委員

国も指名競争入札から一般競争入札への変更を考えているようだが、市はどんな方向性を持っているのか。

財政部長

工事発注に当たってはこれまでも、できる限り地元業者優先で、それができなければ地元を組み込んだJVで、それも困難であるときは市外業者で、という基本方針を持っている。一般競争入札への動きについては、国ベースでは理解できるが、地元経済活性化の観点から考えるとやはり、地元優先のスタンスは必要である。

佐藤(幸)委員

一般競争入札にしたからといって地元優先ではないとは必ずしも言えない。JV方式を止めると単価が下がった

という新聞報道もある。研究していく必要はあると思うが、どうか。

財政部長

現在のスタイルが最善とは思っていない。国においても予定価格の公表など、様々な動きが出てきており、適正な競争入札・執行に向けて、今後も研究・検討していく必要があると考える。

佐藤(幸)委員

行革意識は本当に浸透しているのか。どんな論議がなされているのか隔々まで周知されていることが重要である。本市においてはどのようになっているのか。

総務部長

行革実施計画が策定され、市長から管理職に対し協力依頼し、その後各部において課長を通じて各係にも内容を伝えている。一方で、職員組合とも現在の方向を示して個々の問題を話し合っており、組合も各職場に入って議論を積み上げてきている。従って、職員には相当浸透していると考える。

佐藤(幸)委員

目標年次は平成9～12年度だが、それ以降については、どのように考えているのか。

総務部長

自治省の指導もあって計画自体は4ヶ年となっているが、時代の要請でもあるので引き続き、市独自に新たな目標を立てていきたい。

佐藤(幸)委員

継続してすすめていくためには、専門の部署を設けて常に研究をしながら経過を見定めていくべきではないのか。

総務部長

組織としてはないが、従来から行革を担当する職員を配置しており、引き続きそのような体制で取り組んでいきたい。

佐藤(幸)委員

12年度以降も行革の流れを活かして、定期的に見直しを行ってほしい。

公務員倫理規程について

現在、江別市で具体的な動きが見られるが、本市においてはどうか。

総務部長

政府・与野党で論議されている中では、公務員倫理法を制定して各自治体にも準用させようとの意見もあるときくので、その動向を見ながら制定に向けて準備をしていきたい。

佐藤(幸)委員

江別では「パーティーには参加しない」等、かなり具体的に定められている。規程には罰則を掲げたりはしないのか。

職員課長

平成8年末の現職高官の逮捕を機に、各省庁単位で倫理規程を制定し、江別市は昨年、水道部の不祥事があり、国の準則を踏襲して、関係業者との関わりについて12項目の禁止規定を置いた。従前は、内部規範としての訓令を厳格に運用すれば事足りると判断していたが、それでは罰則を盛り込むことが難しく、昨今の事情に鑑みぜひとも立法化を、との動きのようである。

佐藤(幸)委員

ぜひとも意識の徹底を図って欲しい。

21世紀プランについて

市民からはどのような意見が多く出されたのか。

地区別懇談会の開催回数と内容はどうか。

実施計画策定の手順はどうか。

前計画の未達成部分は、新総合計画の中ではどのように位置づけていくのか。

(企画)山崎主幹

重点プログラムにも反映された、冬の暮らしの問題、高齢社会の課題、市経済の沈滞ムードの打開等に関する意見が多かった。

市内を9地区に分けて開催し、95町会・300人前後が参加した。併せて、業種別に8グループと市長が直接懇談する機会を設けた。

4月以降に策定作業に入る。10年度は既に予算がついているが、11・12年度については、各部から事業の提出を受け、それらを基にして7～8月を目処に3年間の計画を策定していく。それが11年度予算の指針にもなっていく。

今計画策定の際に議論を重ね、次期計画にそのまま持ち越したもの・情勢変化により形を変えて取り込まれたもの・断念したものと整理し、まとめ上げている。

大島委員

フィッシュミールについて

昨年4定でも質問したが、未収金と連帯保証人の問題については、どのように取り組んでいくのか。

経済部長

ご指摘をうけた未収金については、納めてもらうよう交渉していきたい。

大島委員

積極的に対応して欲しい。

小樽港マリーナのテナント撤退について

3月末の契約満了をもって撤退するO社は、現在も市内で2店舗営業しており、運河倉庫の再利用の火付け役でもある。小樽進出の際はこの企業の概要・規模等、詳細に議会にも示されていた。その撤退につき市が詳細を承知していないというのは遺憾である。

昨年8～9月に、私はO社幹部から撤退の予定だとの情報を得て、その旨経済部に知らせた際、事実関係を調査すべきだと提案し港湾部にも相談した。あれから6カ月経過している。この間一体何をしていたのか。

マリーナのオープン以来、マリンウェーブ以外はことごとく撤退しているが、これには何か理由がある。まずそれを徹底的に調べるべきと思うがどうか。

市長

センターハウスはヤマハの所有だが、キーテナントは丸井今井である。眺めも良い場所で期待していたが現実には人が来ない状況である。そのなかで業者はツアー客を呼び込んでいこうと企図したが、採算が合わないため撤退するということなのである。O社は市内のみならず多角的に営業展開しており、その中での選択だったのではないかと受け止めていた。新しい情報があればお伝えしたい。

大島委員

O社撤退の後、センターハウスのテナント契約はどこが交わしているのか。

港政課長

北海道ヤマハに確認したところ、ヤマハは丸井今井と契約し、さらに丸井今井がO社と契約している形をとっている。

大島委員

丸井今井の経営状況から考えると、センターハウスについても何か変更が生じてくるのではないかと思う。契約の中身については、民と民とのものなので資料は提出できないというが、マリンウェーブと北海道ヤマハとの間の契約と同じ内容か。

港政課長

マリンウェーブは第3セクターなので、こうした資料の入手は可能だが、ヤマハと丸井今井の契約内容については定かには分からない。

大島委員

今年3月で〇社が入ってから丁度5年になるが、この間1億5,700万円もの家賃を支払ったという。マリンウェーブは月額172万7,000円の家賃をとっているところから推測すると、採算が合わないとする理由のひとつに家賃と売上げの問題があったのではないかと思う。せっかく小樽に進出した企業が、撤退するにはそれなりの理由があり、それを把握することによって、企業誘致にも連動するものと思う。一日も早く解決されるよう調査をしてほしい。

祝津漁港高度利用活性化対策事業について

提出された資料に基づいて質問する。1案が設計変更されて2案になった理由は何か。

水産課長

当初計画は、道が12月に国と協議し、漁港の北側にビジター用の船舶保管施設用地、駐車場及び棧橋を盛り込んだ。しかし、ビジターが入ってくることは漁港利用上むしろ危険だということで、今年2月に道が国とのヒアリングの中で市の意向を組み入れた形で、現在の2案が作られた。

大島委員

総事業費は1億500万円だが、導入されるクレーン2基はどの程度の規模か。

水産課長

道の設計によると、現在祝津漁港に上架している船の最大規模が長さ34フィート、船体重量が15トン程度と現場で確認し、これを基準に16トン型と2.8トン型を1基ずつ設置するものときいている。

大島委員

副港に入ることでできる船のサイズはおのずと限られ、現在保管している以上の船が入港できるのか。計画中のクレーンが過大設備とならぬように関係者とは十分協議をしたのか。

水産課長

祝津漁港にこれ以上大きな船は入れないと判断し、現況で最大重量の船に合わせて施設を計画しており、過大ではないと思うが、道には委員の懸念される点を伝えたい。

大島委員

わずか1カ月間で計画が変更となったのは、事前に関係者の意見を十分に聴かずにごく一部の人間とすすめた結果ではないのか。

水産課長

計画自体が12月に入ってからのものであり、なかなか地元の方と話し合えなかった面はある。ヨット協会や祝津マリーナの方とは1月に入り一度相談している。

大島委員

今後、料金体系はどうなるのか。漁港施設や敷地の利用については、道が管理運営をするというが、現在のマリーナ経営者にとってプラスとなるのか。

水産課長

当該事業は道も初めて手がけるもので、現在条例化に向け作業中ときく。市としては、現在と比べ不利益になら

ないように要請をしている。

大島委員

2案ではビジター用斜路がなくなっているが、これはどうなったのか。

水産課長

2案で駐車場が無くなると、一般の船はなかなか入ってこられないので、この部分は削除して良いだろうと道が判断した。

大島委員

ビジター用の栈橋は計画されている。入ってこられないというが、入ってきたらどうするのか。

水産課長

しけの際は入らざるを得ない。但、記載されている栈橋は、地元で現在利用している方々の栈橋であると考えている。

大島委員

現在の施設が出来てから20年近く経過しているが、今まで支障なく利用されている。むしろ栈橋を設置することによって港内が狭くなり、かえって危険だという指摘もある。

ビジター用として作るが今までの利用者が使うという施設であれば無駄ではないのか。

水産課長

防波堤の老朽化が進んでいることもあり、1.5m広げてその上に防舷材と係船柱をつけて、強度も増す計画である。

大島委員

ヨットハウス等に登録していない方が、ここから船を下ろしたい場合はどのように対応するのか。

水産課長

この施設全体で何隻利用できるという容量をきちんと決めて対応していこうと道とは話し合っている。

大島委員

祝津本港で一般の方が周辺に駐車し、斜路から船を下ろし、或いは漁業用ロープが切断されるため、副港整備の要望があったときが、漁業者には説明をしているのか。

水産課長

まだ具体的に話し合っていないが、ヨットハーバーの部分とマリーナ部分の考え方を若干変えようということで、道と調整中である。現状ではこれ以上船は入れないだろうと判断している。計画が固まり次第、道の条例も含めて議会にお示ししたい。

大島委員

入れないだろうではなく、既にヨットハウスもマリーナも満杯状態である。そして当初の説明では、日帰り客が下ろす場所であって、常時保管する場所とは意味合いが違っていたと思う。聞きたいのは、船を下ろしたいと言ったら利用させるのか。

水産課長

確答はできないが、工事自体は今年のシーズンオフの予定なので、来年に向け整理していきたい。

大島委員

現在はお互いに船の規模等理解しながら利用しているから安全が維持されている。しかし、不特定多数の一般市民が船を下ろしに来ると、港内の安全が確保できず、人身事故が発生するおそれすらあり、一体誰が責任をとるのか。しけの時に沖に出たいと言いついたら、誰が制止するのか。今、非常に心配する声は多い。それもあって計画変更になったのではないのか。再度尋ねるが、来シーズンは一般市民が利用できることになるのか。

経済部長

現在の保管状況・規模・面積から見て、これ以上の新たな受入れは難しいものと判断している。今後は、協議会を組織して利用調整を図っていかねばならないと考えており、ご指摘の点もその中で整理していきたい。

大島委員

修正しなければならないような案を示したこと自体、関係者との話し合いが不十分であったためと思う。

防波堤の左側を平成8年に一部整備した際、ここは暗渠にして沖に排水したいと答弁していた。また、手戻りにならないように1期・2期に分けて工事するように、道とも打合せ中と聞いていたが、どのような整備をする計画なのか。

経済部長

1案で、駐車場と船舶保管施設を整備すると、排水部分にも手をかけなければならないという話はでていた。しかし、2案では整備しないことになったものである。

大島委員

この案が示されたのは今年だが、工事を2期に分ける云々は以前からあった話である。部長の答弁ではおかしいのではないか。

水産課長

平成8年の段階では、一部側溝を掘って残し次年度整備を計画していたが、諸般の事情から、水も汚れているのでとりあえず水が流れるように、昨年簡単な整備をした。但、これについては、漁港とは別個に考えていかなければならないと思っている。

大島委員

将来的には、海浜公園の一部として整備すべきである。それに沿って、地域に関連あるものを計画して欲しいが、どうか。

経済部長

前浜整備については、これまでも委員からいろいろとご指摘をいただいております。何とかその実現ができないかと長年検討してきた経過がある。但、地先については、土地所有者や管理者が輻輳しており、歴史的経過の中で所有者間の合意が得難い事情もある。こうした関係を着実に整理しながら可能性を探っていくには、まだ時間がかかるものと思う。

大島委員

旧水族館の残骸について

平成9年度中には旧水族館崖に接しているトイレの解体工事をしたいとのことだったが昨年冬に報告を受けたのは、解体は容易だがその後の擁壁に費用がかかるので、便槽は埋め、崖と同系色のペンキを塗ったということである。これが、日頃行政のいう「国定公園にふさわしい」工事のやり方なのか。

環境対策課長

一昨年、水族館下に新トイレが完成し、鯨御殿下のトイレを閉鎖したいということで予算を組んだが、撤去すると崖が崩れてくるという新たな問題が生じてきたので、応急措置として工事した。今後は、指摘されている他の残骸とともにできるものできないものを整理していく中でトイレの撤去も検討していきたい。

大島委員

もっと規模が大きい白熊の池はどのように処理するのか。これらは市立水族館が自ら建設した施設である。民間に対しては原状復帰せよと指導するはずである。しかも崖地は国有地である。費用がかかるからと一時しのぎの整備で取り繕っては、周辺住民の納得は到底得られない。市みずから範を示すべきではないのか。

市長

市としても、その点は十分に配慮して整備していきたい。

見楚谷委員

ゴミの堆肥化について

若竹小学校で試験的に取り組んだ結果はどうであったか。

学校給食新光共同調理場長

平成9年6月から12月までに、リサイクル装置「ダイナマック」を利用して生ゴミの堆肥化を試行した。若竹小では1日約4.8Kgのゴミが1.6Kgの肥料に再生された。機械自体は攪拌装置で細菌を加えて24時間稼働する。関係者からは、匂いが若干出るが、菜園に利用して効果を上げていると聞いている。

見楚谷委員

教育長は、各校に設置するのは無理と答弁していたが、「ダイナマック」は移動可能であり、児童・教師の協力も得られたというので、今後さらに規模の大きな学校で実施してみてもどうか。

学校教育部長

自校方式を採用している学校は最大でも400食程度であるので、費用対効果の面ではどうかと思う。本格的に取り組むには、調理場のあり方も含めて検討していかなければならないと考えている。

見楚谷委員

樽病では、1日平均215.6Kg(78,694Kg/年)、二病では162Kg(59,130Kg/年)もの生ゴミを排出している。給食の83,700Kg/年に比べても大量だが、リサイクルについてはどう考えているのか。

(樽病)医事課長

量が多いのは3食提供していることに関係するものと思う。残菜や下処理段階で出てくる野菜屑等と、食材等を包装しているダンボール・紙については分別しているが、細かく分別しているかどうかは現場に確認してみないとわからない。

見楚谷委員

ゴミの再資源化・処理場の延命化を図っていく中で、「ゴミをどうしていくか」ということが今後一番大事なテーマになっていくと思う。環境部として取り組んでいく考えはないか。

環境部主幹

学校や病院、本庁等の市の公共施設から排出される生ゴミの処理については、現在のところ、若竹小で試行したような計画は持っていないが、今後関係部局と協議しながら堆肥化を含めた有効利用について、引き続き調査研究していきたい。

見楚谷委員

若竹小では半年しか出来なかった。最低でも1年間は、農業試験場でサンプルを分析してもらった等の試行錯誤をしながら進めていくべきと思う。例えば、広島では1年間の試行を基に最終的データをまとめたと聞き、東京都庁の食堂でも、新年度から試験的に堆肥化に取り組むとの報道があった。本市においても、子供たちの物を大切にすることを育む意味でも、ぜひともゴミの減量化に取り組んで欲しいが、どうか。

市長

生ゴミの問題はプラスチック類と同様、大変難しい問題であり、今後どう取り組むべきか関係部にも検討させてみたい。

委員長

散会宣告。